

大阪市住宅審議会傍聴要領

制定 平成 10 年 10 月 14 日
改正 平成 22 年 4 月 1 日

1. 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の定員は 10 名とします。受付は会議開催予定時刻の 30 分前から先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2. 傍聴者の遵守事項

- 傍聴者は、会場においては次の事項を守ってください。
- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
 - (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ちこまないこと。
 - (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
 - (4) 携帯電話などの受信音などを出さないこと。
 - (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
 - (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

3. 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記 2 の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないとときは退場していただく場合があります。